

件名	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課（選挙管理委員会）
根拠法令等	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（平成19年3月31日公布、施行）

【改正の概要】

選挙長、選挙分会長及び選挙立会人の報酬額を改定しようとするもの

（前回改正：平成13年7月13日）

選挙長 1日につき 10,700円 10,600円（100円）

選挙分会長 1日につき 10,700円 10,600円（100円）

選挙立会人 1日につき 8,900円 8,800円（100円）

施行日 公布の日

【その他参考事項】

- 1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の概要
基準法の概要

国がその経費を負担しなければならない衆議院議員及び参議院議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査並びに特別法制定に伴う住民投票の執行に関し、地方公共団体が行うこととされる事務に要する経費について、あらかじめ国が負担する経費の基準を定め、国が支出する額を保証し、選挙等の事務の適正円滑な執行を確保する。

改正の背景

最近における公務員給与の改定、物価の変動及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、関係基準額に所要の改正を加えたもの

3年ごとに物価の変動等を踏まえ参議選前に改定

改正の概要

経費の種類	改定後（円）	改定前（円）	差額（円）
超過勤務手当（県）	1,889.15	1943.86	54.71
投票所の投票管理者	12,600	12,700	100
期日前投票所の投票管理者	11,100	11,200	100
開票管理者	10,600	10,700	100
選挙長・選挙分会長	10,600	10,700	100
投票所の投票立会人	10,700	10,800	100
開票立会人・選挙立会人	8,800	8,900	100

- 2 県の選挙に係る選挙経費

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関する経費については、当該地方公共団体の負担となり、基準法の適用はないが、本県では、基準法に準じて選挙経費を算定支出している。